

第 6 章 安全で快適なまちづくりを推進する

1 だれもが暮らしやすい生活環境づくりを推進する

(1) 福祉のまちづくりの推進

だれもが安全で快適に施設等を利用でき、社会活動へ自由に参加できるよう、福祉のまちづくりを推進するとともに、近年の少子高齢化の進展やユニバーサルデザインの普及等による社会情勢の変化を踏まえ、整備対象範囲の拡大やハートビル法との整合性の検証等、那覇市福祉のまちづくり条例の見直しを検討します。

また、高齢者や身体障害者等の社会参加において、公共交通機関を利用した移動は重要な手段であることから、交通バリアフリー法に基づく基本構想を作成してモノレール駅周辺道路のバリアフリー化を進める等、公共交通機関を利用する上での利便性を高め、高齢者や身体障害者を含めただれもが安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進します。

(2) 快適に“まち”を散策できる環境づくり

道路や公園等の整備や再生については、バリアフリー化とともに、歩くことが楽しくなるよう工夫し、住民の交流や憩い、健康づくりの場となるよう、快適性の視点も大切にします。そのため、計画段階からの住民の参画を推進します。

(3) 訪問事業者と連携した地域ネットワーク

新聞配達、乳酸菌飲料販売、置き薬販売等の戸別訪問を行っている事業者と連携して、健康に関するアドバイス、一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ運動等を展開します。

2 災害等緊急時に備えた体制を整備する

(1) 防災ボランティアの育成

那覇市地域防災計画に基づき、社会福祉協議会と連携して地域ボランティアの育成と専門ボランティアの登録を促進し、災害時における研修等を開催します。また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感に基づいて地域住民や自治会等が自発的につくる「自主防災組織」の結成を支援します。

(2) 緊急時の迅速な連絡及び避難体制

自力で避難することが困難な高齢者や障害者等について、災害や事故等の緊急時に円滑・迅速な救援活動を行うため、「緊急通報システム」や「災害ユイマール登録制度」の利用促進を図ります。また、支え合いマップをもとに、地域の関係者等が、支援の必要な地域住民を日頃から把握し、災害等の緊急時における迅速な安否確認や救出等につなげます。